

(件名) 誰もが平等に、安心して暮らせる鹿児島づくりに関する陳情書(1項)

(陳情の要旨)

貴職におかれましては、かねてより障害者・高齢者・児童の福祉向上のため日々ご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝申し上げます。

2014年3月、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定され、同年10月から施行されています。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、県民みんなで力を合わせていけたらと願います。

しかし近年全国的に、国民のくらしを取り巻く状況は日々悪化の一途をたどっています。障害のある人、高齢期にある人、子育て中の人、女性をはじめ、社会的に弱い立場にある人にとってはなおさら苦しい状況にあり、孤立化や分断が進む中でSOSが出せず、いっそう苦しい状況に追い込まれてしまっています。またこの数年の間に、孤立化や分断が背景と思われる悲惨な事件が相次いで起きていることを考えますと、社会的問題がさらに深刻なものになってしまう前に、必要な手だてを講じることが急務であると考えます。

日本国憲法は、第13条で国民が幸福に向かって努力する権利を、第25条では健康で文化的なくらしを維持していくために社会保障を受ける権利をうたっています。これら一人ひとりの国民に与えられた権利を行使し、障害があってもなくても安心して社会でくらししていける地域や社会をつくるため、以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

1. 重度心身障害者医療費助成制度や子ども医療費助成制度を利用する場合、窓口負担を無料化してください。また、子ども医療費助成制度については県内一律に18歳までを対象にしてください。
2. 障害のある人が65歳になっても、障害福祉サービスを必要なだけ利用できるようにしてください。  
また、介護保険サービスを利用しなければならない場合でも、市町村民税非課税の人の窓口負担を無料化してください。
3. 鹿児島の保育・福祉・介護等の質を保障し、現場の職員が安心して長く働き続けられるようにするために、県独自の賃金補助制度のほか、具体的な業務負担軽減策を講じるなど、担い手不足を解消する制度を創設・充実させてください。
4. 障害のある人が障害のない人と同様に安心・安全に移動できるよう、障害者差別解消法や、県障害者差別解消条例に基づき、道路や公共交通機関の点検・改善を行うほか、県内市町村に対して改善策についての具体的なガイドラインを示してください。

署名者 5,408人

(署名簿 ー 省略)